湧別町水防計画新旧対照表

令和6年12月

	改 正 後 第3章 重要水防区域及び水防施設									改 正 前											説	月	明
			第3	章 重要水區	方区域及び水	防施設						1	第3章	重要水防	区域及び水阪	方施設							
			角	第1節 重要	水防区域の指	 全定							第	L 節 重要水	、防区域の指	定							
. 重要	東水防▷	区域の指定								1. 重要	水防区	区域の指定											
1) 溽	第別川で	で水防上、特	寺に重	要な警戒防	御区域は、	次に定	めるとオ	おりとす	`る。	(1) 湧	割川で	で水防上、料	きに重	要な警戒防	御区域は、	次に定る	めるとオ	3りとす	⁻ る。	• 眼	持点修正		
							(令和 6 4	≇10月	末現在)								_(令≉	12年7	月現在)				
河//名	岸別	評 定 基		- 築 堤 名	距離 標	延長	計画高	計画築	現況築	河川名	岸別	評定基		築 堤 名	距離標				現況築				
		種別	重要度		k m		水位m			<u> </u>	左岸	種 別 越水・溢水	重要度	選別左岸築堤	km 1.00~1.20	km 0.20	水位m <u>4.46</u>	堤高 m <u>5.91</u>	提高 m <u>6.16</u>				
邂 <u></u>	左岸	越水・溢水	<u>A</u>	選引左岸築堤	1.00~1.61	0.61	4.55	<u>6.05</u>	6.32	<u>"</u>	姓	越水・溢水	<u>B</u>	選別左岸築堤	3.20~3.40	0.20	6.71	8.12	8.12				
<u>"</u>	左岸	越水・溢水	<u>B</u>	選引左岸築堤	1.80~3.00	1.20	5.79	7.29	7.93		左岸	越水・溢水	<u>В</u>	選引右岸築堤	2.00~2.80	0.80	5.79	7.81	7.29				
<u>"</u>	右崖	越水・溢水	<u>A</u>	選別右岸築堤	0.20~1.60	1.40	4.30	5.80	6.02	<u>"</u>	左岸	<u>堤体漏水</u>	<u>B</u>	選引左岸築堤	1.00~5.40	4.40	6.71	8.12	8.21				
<u>"</u>	益 崖	越水・溢水	<u>B</u>	選引右岸築堤	1.60~1.61	0.01	4.83	6.33	6.79	<u>"</u>	左岸	提体漏水	<u>B</u>	選引左岸築堤	5.60~6.20	0.60	12.66	15.20	14.23				
<u>//</u>	益 崖	越水・溢水	<u>B</u>	選引右岸築堤	1.80~3.00	1.20	5.79	7.29	7.97	<u>"</u>	左岸	提体漏水	<u>B</u>	富美築堤	10.00~13.20	3.20	29.74	32.71	<u>31.80</u>				
<u>//</u>	左岸	提体漏水	<u>B</u>	選引左岸築堤	3.00~3.20	0.20	6.48	7.98	8.92	<u>"</u>	左岸	<u>提体漏水</u>	<u>B</u>	<u> </u>	0.60~1.20	0.60	4.30	5.53	6.26				
<u>"</u>	左岸	提体漏水	<u>B</u>	選引左岸築堤	5.20~5.34	0.14	11.24	12.74	13.03	<u>"</u>	<i></i>	提体漏水	<u>B</u>	選引右岸築堤	2.00~3.40	1.40	6.06	7.99	7.56				
<u>"</u>	左岸	提体漏水	<u>B</u>	選引左岸築堤	5.40~5.60	0.20	11.78	13.28	13.71	<u>"</u>	左岸	提体漏水	<u>B</u>	選別 古岸築堤	<u>3.60~4.60</u>	1.00	8.44	11.41	10.88				
<u>"</u>	左岸	提体漏水	<u>B</u>	富美築提	10.00~12.12	2.12	27.76	29.26	29.74	<u>"</u>	在崖	<u>提体漏水</u>	<u>B</u>	<u>中那 際堤</u>	4.80~6.00	1.20	11.78	14.78	13.28				
<u>"</u>	左岸	提体漏水	<u>B</u>	富美築提	12.20~13.20	1.00	<u>32.92</u>	34.42	<u>35.26</u>	<u>"</u>	<i></i> 左岸	提体漏水	<u>B</u>	<u>中滅 際堤</u>	<u>6.40~7.40</u>	1.00	<u>15.13</u>	24.50	16.63				
<u>"</u>	左岸	提体漏水	<u>B</u>	開盛左岸築堤	18.40~18.60	0.20	<u>54.04</u>	<u>55.54</u>	<u>56.37</u>	<u>"</u>	<i></i>	<u>提体漏水</u>	<u>B</u>	上那 際堤	13.00~14.60	1.60	<u>37.38</u>	47.59	39.83				
<u>"</u>	<i></i>	提体漏水	<u>B</u>	選引右岸築堤	3.20~3.43	0.23	<u>6.71</u>	8.21	9.23	<u>"</u>	左岸	基礎地盤漏水	<u>B</u>	富美築提	12.60~13.00	0.40	<u>33.75</u>	<u>36.79</u>	<u>35.30</u>				
<u>"</u>	益差	提体漏水	<u>B</u>	<u>中親 築堤</u>	5.00~5.20	0.20	10.81	12.31	12.96	<u>"</u>	左岸	基礎地盤漏水	<u>B</u>	開盛左岸築堤	<u>17.00~17.20</u>	0.20	49.12	51.44	50.62				
<u>"</u>	益差	<u>提体漏水</u>	<u>B</u>	<u>中親 築堤</u>	9.20~9.40	0.20	21.97	23.47	23.95	<u>"</u>	<i>有</i> 崖	基礎地盤漏水	<u>B</u>	選引右岸築堤	4.20~4.60	0.40	9.42	11.90	11.55				
<u>"</u>	<i>益</i> 崖	提体漏水	<u>B</u>	上那麼是	13.00~14.60		<u>37.38</u>	38.88	<u>39.81</u>	<u>"</u>	益差	基礎地盤漏水	<u>B</u>	上那麼是	13.00~14.60	1.60	<u>37.38</u>	47.59	39.83				
<u>//</u>	<i>益</i> 崖	提体漏水	<u>B</u>	上那麼是	16.00~16.20	0.20	45.87	47.37	48.40		左岸	水衝・洗掘	<u>A</u>	<u>富美築提</u>	11.60~12.00	0.40	30.40	33.83 E7.94	<u>32.29</u>				
<u>"</u>	<u> 若</u> 崖	提体漏水	<u>B</u>	上 <u>新</u> 、 <u>築</u> 堤	17.00~17.19	0.19	49.12	50.62	50.93		左岸	水衝・洗掘	<u>B</u>	開盛左岸築堤 中 <u>那</u> 「監堤	18.40~18.80	0.40	54.62	57.34 15.09	57.01				
<u>//</u>	益差	基礎地盤 漏水	<u>B</u>	上那麼是	13.00~14.60	1.60	<u>37.38</u>	<u>38.88</u>	<u>39.81</u>	<u>"</u>	左 左 左	水衝・洗掘水衝・洗掘	<u>B</u> B	<u>中親際堤</u>	5.80~6.20 6.40~6.80	0.40	13.14 14.71	15.83 28.00	14.64 16.21				
<u>//</u>	左岸	水衝・洗掘	<u>B</u>	<u> 湧川左岸築堤</u>	2.00~2.20	0.20	<u>5.27</u>	6.77	7.29	<u>"</u>	细性	21/10/11/10/10	끄	工力的工具经验	0.40 -0.00	0.40	14:11	20.00	10.61				
<u>//</u>	娃	水衝・洗掘	<u>B</u>	<u>湧川左岸築堤</u>	5.40~5.60	0.20	<u>11.78</u>	13.28	13.71														
<u>//</u>	雄	水衝・洗掘	A	富美築提	13.20~13.40	0.20	<u>35.15</u>	<u>36.65</u>	Ξ														
<u>//</u>	左岸	水衝・洗掘	A	富美築提	14.40~14.60	0.20	<u>39.74</u>	41.24	=														
<u>//</u>	左岸	水衝・洗掘	<u>A</u>	富美築提	<u>15.80~16.00</u>	0.20	<u>45.18</u>	<u>46.68</u>	<u>=</u>														

				改 ፲	E 後					改 正 前	説	明
			第3	章 重要水区	方区域及び水原	方施設				第3章 重要水防区域及び水防施設		
			Ž.	第1節 重要	水防区域の指	定				第1節 重要水防区域の指定		
<u>"</u>	左岸	水衝・洗掘	<u>A</u>	富美勢提	16.40~16.60	0.20	47.51	49.01	_		・時点修正	
<u>//</u>	左崖	水衝・洗掘	<u>A</u>	開盛左岸築堤	18.40~18.60	0.20	<u>54.04</u>	<u>55.54</u>	<u>56.37</u>			
<u>"</u>	益崖	水衝・洗掘	<u>A</u>	選引右岸築堤	0.40~0.50	0.10	4.04	<u>5.54</u>	<u>5.82</u>			
<u>//</u>	益崖	水衝・洗掘	<u>B</u>	選引右岸築堤	1.60~1.61	0.01	4.83	6.33	6.79			
<u>"</u>	益崖	水衝・洗掘	A	<u>中那 </u>	5.80~6.00	0.20	12.66	14.16	14.60			
<u>"</u>	<i></i>	水衝・洗掘	<u>A</u>	<u>中那 </u>	6.40~6.60	0.20	14.10	<u>15.60</u>	<u>15.73</u>			
<u>"</u>	<i></i>	水衝・洗掘	<u>B</u>	<u> 中那 </u>	7.40~7.60	0.20	<u>16.68</u>	<u>18.18</u>	<u>18.61</u>			
<u>"</u>	益崖	水衝・洗掘	<u>B</u>	<u> </u>	9.40~9.80	0.40	23.18	24.68	<u>25.06</u>			
<u>"</u>	益崖	水衝・洗掘	A	上那麼是	14.00~14.20	0.20	<u>38.14</u>	<u>39.64</u>	40.52			
<u>"</u>	益崖	水衝・洗掘	<u>A</u>	上那麼是	14.60~15.40	0.80	41.59	43.09	44.15			
<u>"</u>	益崖	水衝・洗掘	<u>A</u>	上 <u>新、</u>	<u>17.60~18.00</u>	0.40	<u>51.62</u>	<u>58.12</u>	=			
<u>"</u>	益崖	水衝・洗掘	<u>B</u>	上那際提	18.40~18.60	0.20	<u>54.04</u>	<u>55.54</u>				
<u>"</u>	左岸	重点区間		滅り左岸築堤	0.80~1.20	0.40	4.46	<u>5.96</u>	6.17			
<u>"</u>	左岸	重点区間		富美築堤	10.80~11.20	0.40	27.76	29.26	29.74			
<u>"</u>	左岸	重点区間		開盛左岸築堤	19.20~19.60	0.40	<u>57.60</u>	<u>59.10</u>	<u>59.57</u>			
<u>"</u>	益崖	重点区間		選別右岸築堤	0.20~0.60	0.40	4.04	<u>5.54</u>	<u>5.82</u>			
(以下	路)									(以下略)		

		後					前			説明
第3:	章 重要水防区域及び	水防施設			第3章	重要水防区域及びた	水防施設			
	第2節 浸水想定区	互域				第2節 浸水想定区域	或			
1 略					1 略					
	所在地	電話番号	管理者	対象河川	施設名称	所在地	電話番号	管理者	対象河川	
特別養護老人ホーム湧別オホーツク園	東 41-1	5-3660			特別養護老人ホーム湧別オホーツク園	東 41-1	5-3660			・施設の変更による修正・削り
高齢者生活福祉センター亜麻の里	東 41-11	5-3800			高齢者生活福祉センター亜麻の里	東 41-11	5-3800	(福)湧別福祉会		
湧別オホーツク園リラの杜	東 41-16	5-3660			湧別オホーツク園リラの紅	東 41-16	5-3660			
老人デイサービスセンター	上湧別屯田市街地 335-1	2-5116	(福)湧別福祉会		老人デイサービスセンター	上湧別屯田市街地 335-1	2-5116			
ケアハウス来夢	上湧別屯田市街地 335-2	4-1100	1		ケアハウス来夢	上湧別屯田市街地 335-2	4-1100	/4号》[, 3番目04号4 [A		
特別養護老人ホーム湧愛園 湧愛園ちゅーりっぷの里	上湧別屯田市街地 336-1	2-3151			特別養護老人ホーム湧愛園 湧愛園ちゅーりっぷの里	・上湧別屯田市街地 336-1	2-3151	(福)上湧別福祉会		
デイサービスらん デイサービスゆめの里	上湧別屯田市街地 92-1	8-7116 8-7117			デイサービスらん デイサービスゆめの里	・上湧別屯田市街地 92-1	<u>8-7116</u>			
リビングケア・オリーブ	中湧別中町 726	4-1760	(株)ドリーム・イデア		リビングケア・オリーブ	中湧別中町 726	4-1760	(株)ドワーム・イデア		
グループホーム上湧別館	中湧別比町 23-7	4-2070	-		グループホーム上湧別館	中湧別北町 23-7	4-2070			
地域活動支援センターポレポレ	中湧別南町 905-1	2-3771	MPO ポレポレゆうべつ	1	地域活動支援センターポレポレ	中湧別南町 905-1	2-3771	NPO ポレポレゆうべつ		
(削除)	_(削除)_	_(削除)_		1	湧別小学校	<u>錦町 211-1</u>	5-2438			
(削除)	<u>(削除)</u>	(削除)		AT DUTE	上湧別小学校	上湧別屯田市街地 98-1	2-2626) A Police	
(削除)	_(削除)_	_(削除)		湧別川	中湧別小学校	<u>中湧別南町 914</u>	2-2033		湧別川	
(削除)	<u>(削除)</u>	_(削除)			開盛小学校	開盛 462-3	2-5204			
<u>ゆうべつ学園</u>	錦町 223	5-2410]		湧別中学校	錦町 223	5-2410			
上湧別学園	上湧別屯田市街地 1-1	2-2095	湧別町		上湧別中学校	上湧別屯田市街地 1-1	2-2095	湧別町		
湧別認定こども園	登中: 149_1	5-2234]		<u>湧別保育所</u>	ስትው 149 1	5-2234			
湧別児童センター	- 栄町 143-1 	5-2432]		湧別児童センター	- 栄町 143-1 -	5-2432			
(削除)	_(削除)_	_(削除)_			<u>上湧別保育所</u>	上湧別屯田市街地 71-1	<u>2-2490</u>			
(削除)	_(削除)_	_(削除)			<u>中湧別保育所</u>	 	<u>2-2259</u>			
なかよし児童センター	中湧別中町 3021-1	2-2049			なかよし児童センター	中湧別中町 3021-1	2-2049			
湧別高等学校	中湧別南町 846-2	2-2419	北海道		湧別高等学校	中湧別南町 846-2	2-2419	北海道		
認定こども園みのり	<u> 中湧別中町 3021-1</u>	2-3538	(学)和光学園		みのり幼稚園	<u>中湧別南町 842-8</u>	2-3538	(学)和光学園		
ゆうべつこどもスペースぱすてる	栄町 219-1	8-7300	(福)北光福祉会]	ゆうべつこどもスペースぱすてる	栄町 219-1	8-7300	(福)北光福祉会		
曽我病院	中湧別中町 826-1	2-2001	(医)耕仁会		曽我病院	中湧別中町 826-1	2-2001	(医)耕仁会		
ゆうゆう厚生クリニック	中湧別中町 3020-14	2-2185	JA 北海道厚生連		ゆうゆう厚生クリニック	中湧別中町 3020-14	2-2185	JA 北海道厚生連		
サポートセンターばろう湖水の社	芭露 2334-2	4-5525	(福)湧別福祉会		サポートセンターばろう湖水の衽	芭露 2334-2	4-5525	(福)湧別福祉会		
芭露学園	芭露 411	6-2463	湧別町	芭露川	芭露学園	芭露 411	6-2463	湧別町	芭露川	
芭露保育所	芭露 413	6-2026	ן ייינ/ככז ייי		芭露保育所	芭露 413	6-2026	ן יי <i>מכלז</i> יµין		

				改	正	後							改	正	前			説	明
			第3章	章 重要水	と 防区域 がんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしゅう しゅうしゅう しゅうしゃ しゃ し	とび水防が	施設					第3	章 重要	水防区域。	及び水防	施設			
				第2節	浸水想定	E区域							第2節	浸水想象	定区域				
施設の所有	水想定[有者又] 一)、防	区域内に は管理者 災メー	C所在する嬰 Yが、洪水発 ル、 <mark>防災ラ</mark>	生時に適	切な対応な	ができる。	よう、防災性	屋し、要配慮者利 情報伝達施設 (防 用いて、洪水予報	町は、 用施設の)所有者又 ・カー)、『	区域内 (は管理 防災メー	ルで所在する 者が、洪水	発生時に通	動な対応	ができる	よう、防ジ	握し、要配慮者利 ど情報伝達施設(防 :予報等の的確かつ	・伝達方法の追加	
				第3質	節 水防施	 直設							第31	節 水防力	施設				
1. 略									1. 略										
2. 水位観 本町の区均		、 最寄	に設置され	た水位観	測所は次の	のとおり゛	である。		2. 水位 本町の		、最寄	心設置され	た水位観	測所は次	のとおり	である。			
観測所名 水	修系名	河川名	位置	水防団 待機水位; m	池 濫 注意水位 m	避難判断 水位 ; m	池 濫 危険水位 m	管 理 者 及び連絡先	観測所名	水系名	河川名	位 置	水防団 待機水位 m	池 濫 注意水位 m	避難判断 水位 m	池 濫 危険水位 m	管 理 者 及び連絡先		
遠 軽 湧	麲屼	溯川	遠軽町 南町3丁目	78.90	79.30	80.30	80.60	·vca-f+8 BσV γ.ΦΞ·Πιδ·rt	遠軽	湧州「	湧川	遠軽町 南町 3 丁目	78.90	79.30	80.30	80.60	\$co-++8 Bay\2±=0.4ct		
開盛汐	勢小山	湧川	湧別町 開盛	52.50	52.90	_	- :	網走開発建設部 遠軽開発事務所 0158-42-2112	開盛	湧別叮	湧別「	湧別町 開盛	52.50	52.90	_	_	網走開発建設 遠軽開発事務所 0158-42-2112		
中湧別	朝川(溯川	湧別町 北兵村3区	7.40	8.10	9.40	9.60		中湧別	湧別叮	湧卯	湧別 町 北兵村 3区	7.40	8.10	9.40	9.60		The he like the	
ילו נינטכלויוי								オホーツク総合振興局 網走建設管理部 遠軽出張所									オホーツク総合振興局 網走建設管理部	・時点修正	

	改正	E 後				改正	前		説	明
	第4章 予報及	び警報等の伝達				第4章 予報及び	警報等の伝達			
第	1節 水防活動に用いられ	れる予報及び警報等	の種類等		第 1	節 水防活動に用いられる	る予報及び警報等の種	重類等		
、水防活動用警報等の 水防活動に用いられる	の種類 る子報及び警報等の種類及	な発表機関等は、	欠のとおりである。		. 水防活動用警報等水防活動に用いられ	節の種類 いる子報及び警報等の種類	及び発表機関等は、	次のとおりである。		
区 分	種類	発表機関	摘要		区 分	種類	発表機関	摘 要	・道水防計画に準じた	内容へ修正
	水防活動用気象注意 報・警報					大雨注意報·大雨警報 ·大雨特別警報				
〔象 予 報 警 報	<u>水防活動用高潮注意</u> 報・警報	網走地方気象台	一般の利用に適合す る注意報、警報及び特	4	気 象 予 報 警 報	高潮注意報・高潮警報	網走地方気象台			
法第 10条第1項	水焼活動田洲水注音	(大雨・高潮・洪水)	<u>別警報の発表をもって代える。なお、水防</u>		法第10条第1項	<u>* 局側付別書報</u> 	(大雨・高潮・洪水)	<u>一般向け注意報及び</u> <u>警報の発表をもって</u>		
	水防活動用洪水注意 報・警報	気象庁 (津波)	活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。		気 象 業 務 法 第14条の2第1項		気象庁 (津波)	<u>Ržā</u>		
	水防活動用津波注意 報・警報		41.4.4.4.			津波注意報・津波警報 ・津波特別警報				
株 水 予 報 法第10条第2項		網走開発建設部			共 水 予 執 法第10条第2項	₹	網走開発建設部	<i>(1)</i>		
去第11条第1項	注意報・警報・情報	北海道	指定河川について、水 位又は流量を示して		法第11条第1項	 注 <u>意報・警報</u>	北海道	指定河川について、水 位又は流量を示して		
気 象 業 務 法 第14条の2第2項 第14条の2第3項		網走地方気象台	行う予報		気 象 業 務 法 第14条の2第2項 第14条の2第3項		網走地方気象台	行う予報		
# 14 米V/ / # 9 / 特		共 同			# 14 WO/ D ## 0 C #		共 同			
· 防警報	 待機・準備・出動・	網走開発建設部	指定河川地域の水防 管理団体に水防活動		水 防 警 執	 	網走開発建設部	指定河川地域の水防 管理団体に水防活動		
	指示・解除	北海道	を行う必要があることを警告して発表		水 的 音 和 法第 16 条	指示・解除	北海道	を行う必要があることを警告して発表		

	 改	 正 後		 改	正前	説	 明
	第4章 予幸	段及び警報等の伝達		第4章 予報	及び警報等の伝達		<u> </u>
	第2節 水防活動の利	用に適合する予報及び警報等	第	2節 水防活動の利月	用に適合する予報及び警報等		
水防活動の利用に		警報の種類並びに内容 D種類と対応する一般の利用に適合する注意報、 <mark>単</mark> は次のとおりである。	1. 水防活動の利用に適合 水防活動の利用に適合 警報、特別警報の種類及	する注意報、警報の	D種類と対応する一般の利用に適合する注意執	・道水防計画に準じ	た内容へ修
 	一般の利用に適合する 注意報・警報・特別警 報	<u>発表基準</u>	水防活動の利用に適 合する注意報・警報	一般の利用に適合する 注意報・警報・特別警 報	内容		
水が活動用	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想さ	水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたとき <u>に発表される</u>		
気象注意報 		れたとき 津波により災害が発生するおそれがあると予想さ	水吃活動用 津波注意報	津波注意報	津波により <mark>沿岸部において</mark> 災害が発生するおそれ があると予想されたとき <u>に発表される</u>		
津波注意報	津波注意報	れたとき	水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による <mark>海面の異常な</mark> 上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたとき <u>に発</u> 表される		
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による <mark>異常な海面の</mark> 上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたとき	水(防活動用 洪水注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水 し、災害が発生するおそれがあると予想されたと き <u>に発表される</u>		
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大 <u>雨、長雨、融雪などにより</u> 河川が増水し、災害 が発生するおそれがあると予想されたとき		大雨 警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると 予想されたとき <u>に発表される。大雨警報には大雨</u> 警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警		
水流動用	大 雨 警 報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると 予想されたとき	水防活動用		報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨が特に異常であるため重大な災害が発生する		
気象警報	大雨特別警報	<u>大雨による</u> 重大な災害が発生するおそれが著しく 大きい <u>と予想されたとき</u>	気象警報	大雨特別警報	おそれが著しく大きい <u>ときに発表される。大雨特</u> 別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特		
水游活動用	津 波 警 報	津波により重大な災害が発生するおそれがあると 予想されたとき			別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。		
津波警報	津波特別警報	津波により重大な災害が発生するおそれが著しく 大きいと予想されたとき(なお、「大津波警報」	水防活動用	津波 警報	津波により <u>沿岸部や川沿いにおいて</u> 重大な災害が 発生するおそれがあると予想されたとき <u>に発表さ</u> <u>れる</u>		
水が活動用	高潮警報	の名称で発表する) 台風や低気圧等による <mark>異常な海面の</mark> 上昇により重 大な災害が発生するおそれがあると予想されたと き	津波警報	津波特別警報	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が 発生するおそれが著しく大きいと予想されたとき <u>に発表される</u> (なお、「大津波警報」の名称で発 表する)		
高潮警報	高潮特別警報	台風や低気圧等による <mark>異常な海面の上昇により</mark> 重 大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想	水防活動用	高潮警報	台風や低気圧等による <mark>海面の異常な</mark> 上昇により重 大な災害が発生するおそれがあると予想されたと き <u>に発表される</u>		
水水 水水 水水 水水 水水	洪水警報	されたとき <mark>大雨、長雨、融雪など</mark> により河川が増水し、重大 な災害が発生するおそれがあると予想されたとき	高潮警報	高潮特別警報	台風や低気圧等による <u>海面の上昇が特に異常であるため</u> 重大な災害が発生するおそれが著しく大きいとき <u>に発表される</u>		
1/14-1H	l	SOCIETY AND CAME OF BURNEANCE C.	水吃活動用 洪水警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水 し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害と して、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊によ		

	改 正 後			説	明
第	64章 予報及び警報等の伝達		第4章 予報及び警報等の伝達		
第2節 水	防活動の利用に適合する予報及び警報等		第2節 水防活動の利用に適合する予報及び警報等		
	別警報を補足する情報として、 <u>浸水キキクル(大雨警報</u> 水キキクル(洪水警報の危険度分布)及び流域雨量指数の		版を補足する情報) 版、警報、特別警報を補足する情報として、 <mark>大雨警報(浸水害)の危険</mark>) <mark>危険度分布および</mark> 流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は	・道水防計画に準じた戸	内容へ修正
種類	内 容	種類	内 容		
警報 (浸水害) の危険 四方の領域こ 度分布 指数の予測を	所による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量 5用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等 とときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することが	大雨警報 (浸水害) の 危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報 <u>(常時10分事に更新)</u>		
洪水キキクル (洪水 警報の危険度分布)指定河川港 他河川)の港 に5段階にき いて常時10:	地水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその 地水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1kmごと 色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険 ている場所を面的に確認することができる。	<u>洪水警報の危険度分</u> 布	河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1kmごとに 5段階に色分けして示す情報 <u>(常時10分毎に更新)</u>		
流域雨量指数の予測 <u>指定河川沿</u> 値 他河川)の、 りの予測を、 時系列で示す	世水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその 上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高ま 洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした 計情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等) 等10分ごとに更新している。	流域雨量指数の予測 値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まっているかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示した情報(常時10分毎に更新)。		

			女 正	後				改	正	前		説	 明
		第4	章 予報及び	警報等の伝達				第4章	章 予報及び警	幹報等の伝達			
1.洪水	予報の種類、	第 危険度レベル、	3節 指定河 水位の名称、			1. 洪水 ⁻	予報の種類、	第 危険度レベル、	3節 指定河川 水位の名称、				
洪水の危 険度のレ ^゙ル	洪水予報 の種類	水位の名称	発表する情報 (予報文の標題)	発表基準	市町村・住民に 求める行動等	洪水の危 険度のレ ^゙ル	洪水予報 の種類	水位の名称	発表する情報 (予報文の標題)	発表基準	市町村・住民に 求める行動等	・道水防計画に準じた	た内容へ修正
W*115	洪水警報	氾濫の発生	〇〇川 氾濫発生情報	氾濫が発生したとき	直ちに安全確保	<i>\</i> ^*#5	洪水警報	_(氾濫発生)_	〇〇川 氾濫発生情報	<u>氾濫の発生</u> <u>(レベル5)</u>	住民の避難完了		
小"11·4 (危険)	洪水警報	氾濫危険水位 <u>(洪水特別警戒</u> 水位)	○○川 氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき	町長は避難指示等 の発令を判断 危険な場所から全 員避難	レヘ [*] ル 4 (危険)	洪水警報	氾濫危険水位	○○川 氾濫危険情報	<u>氾濫危険水位(レベル 4)</u> <u>に到達</u>	町長は避難勧告等 の発令を判断 住民は避難を判断		
]^`j\3 (警戒)	洪水警報	避難判断水位	○○川 氾濫警戒情報	基準地点の水位が一定時間 後に氾濫危険水位に到達す ることが見込まれるとき、 又は、避難判断水位に到達 し、さらに水位上昇が見込 まれるとき		♪^`ル3 (警戒)	洪水警報	避難判断水 _(特別警戒水位)	○○川 氾濫警戒情報	避難判断水位(レベル3) に到達し、さらに水位の上 昇が見込まれる場合、ある いは一定時間後に氾濫危険 水位(レベル4)に到達す ることが見込まれる場合	<u>高齢者等避難開始</u> 発令を判断		
l^*ル2 (注意)	洪水注意報	氾濫注意水位 (警戒水位)	〇〇川 氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意 水位 (警戒水位) に到達 し、さらに水位上昇が見込 まれるとき	水防団出動	レ^*ル2 (注意)	洪水注意報	氾濫注意水位 (警戒水位)	○○川 氾濫注意情報	氾濫注意水位(レベル 2) に到達し、さらに水位の上 昇が見込まれる場合	水防団出動		
l^",l-1	(発表なし)	水防団待機水位	(発表なし)		水防団待機	レ^*ル 1	(発表なし)	水防団待機水位	(発表なし)		水防団待機		

			<i>'</i>	1				V.	-14	
		<u> </u>	後				<u> </u>	前	説	明
		第4章 予報及び警報等	学の伝達 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				第4章 予報及び警報等	の伝達		
		第4節 水防警報	₹ V				第4節 水防警報			
		服の種類、内容及び発表基準)種類、内容及び発表基準			
) 略	に関する水防警報		(1		略油に	関する水防警報			
(2) I+1X	(C) J J J J J J J J J J J J J J J J J J J		(2)	/ 1+1	10010			・ 道水防計画に準じた内	容へ修正
種	類	内容	発表基準	種	€ 類	†	内 容	発表基準		
待	機	水防団員の安全を確保した上で待機する必要がある旨を警告するもの。	大津波警報又は津波警報が発表さ れる等必要と認めるとき。	待		- 1	水防団員の安全を確保した上で待機する必要がある旨を警告するもの。	大津波警報又は津波警報が発表さ れる等必要と認めるとき。		
出	動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	大津波警報、津波警報及び津波注 意報が解除される等、水防活動が 安全に行える状態で、かつ必要と 認めるとき。	出			水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	大津波警報又は津波警報が解除される等、水防活動が安全に行える (時間的な猶予がある)状態のとき。		
解	除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	※視等により被害が確認されなかったとき、または応急復日等が終了したとき等、水防作業を必要とする状況が解消したと認めるとき。	解		除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	津波警報等が解除され、巡視等に より被害が確認されなかったと き、または応急復日等が終了した とき等、水防作業を必要とする状 況が解消したと認めるとき。		
※気象 とする		 津波警報・津波警報が発表されると自動的	1	※気傷 のとす			事波警報又は津波警報が発表されると自動			
C 9 2) ₀			0) = 9	1 చ.					

	改 正 前	説	明
第7章 水 防 活 動	第7章 水 防 活 動		
第4節 水防活動	第4節 水防活動		
1. 水 防 作 業 水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大 を防ぐため、場所の構造、流速、護岸の状況等を考慮して最も適切な工法を選択し実施する ものとする。 その際、水防団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間、津波到達 時刻等を考慮して、水防団員が自身の安全を確保できないと判断したときには、自身の避難 を優先する。	1.水 防 作 業 水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大 を防ぐため、場方の構造、流速、護岸の状況等を考慮して最も適切な工法を選択し実施する ものとする。 (追加)	・道水防計画に準じ	た内容へ修正
水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最 も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。	水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最 も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。		
第5節~第6節 略	第5節~第6節 略		
第7節 決壊・越水等の通報	第7節 決壊・越水等の通報		
1. 決壊・越水等の通報 法第25条の規定により、水防に際し、堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水、溢 水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長、消防長は直ちに一般住 民、関係機関及び隣接市町村に通報するものとする。 通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合 には市町村長に <mark>避難情報</mark> の発令に資する事象として情報提供するものとする。	1. 決壊・越水等の通報 法第25条の規定により、水防に際し、場防その他の施設が決壊したとき、又は越水、溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長、消防長は直ちに一般住民、関係機関及び隣接市町村に通報するものとする。 通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には市町村長に <mark>避難勧告等</mark> の発令に資する事象として情報是供するものとする。		
2. 略	2. 略		
3. 決壊・越水後の措置 法第26条の規定により、場防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは以 上な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防長及び水防協力団体の代 表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。	3. 決壊・越水後の措置 法第26条の規定により、場がその他の施設が決壊・越水したときにおいても、水が管理 者、水防団長、消防長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しな いよう努めるものとする。		
第8節 水防解除	第8節 水防解除		
水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれがなくなったとき <mark>等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたとき</mark> は、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。	水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれがなくなったときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関系機関に通知するものとする。		

改 正 後	改 正 前	説明
第14章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置	第14章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置	
第1節 浸水想定区域の避難確保等	第1節 浸水想定区域の避難確保等	
1. 略	1. 略	・道水防計画に準じた内容へ修正
2. 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置 法第15条第1項の規定により、市町村防災会議は、洪水予報河川及び水位周知河川について、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。 (1) 洪水予報、水位到達情報、その他人的災害を生ずるおそれがある洪水、内水又は高潮に関する情報の伝達方法	2. 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置 法第15条第1項の規定により、市町村防災会議は、洪水予報河川及び水位周知河川について、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域が災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。 (1) 洪水予報、水位到達情報の伝達方法	
(2) ~ (5) 略	(2) ~ (5) 略	
3. 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等法第15条第1項の規定により市町村地域が災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しるともに、訓練を行わなければならない。なお、町は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の所有者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。また、町は、同指示を受けた当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。当該要配慮者利用施設の洪水時の円滑な避難の確保を行う自衛が防施設を置くように努めるものとする。 町は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛が防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。 町は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果について、助言又は勧告することができる。	3. 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等法第15条第1項の規定により市町村地域が災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するともに、訓練を行わなければならない。なお、町は、野配慮者利用施設の所有者又は管理者が同計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の所有者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に必要な指示をすることができる。また、町は、同指示を受けた当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。当該要配慮者利用施設の洪水時の円滑な避難の確保を行う自衛水が施設を置くように努めるものとする。 町は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水が組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。 (追加)	